

令和 7 年度 2 年生 授業料等生徒納付金明細表

(単位：円)

納入月	振替日	授業料(※)			諸 費			合計(※)
		授業料	施設整備費	冷暖房費	生徒会費	PTA会費	校外教育費	
4月分	4月21日(月)	40,000	600	400	800	500	6,600	48,900
5月分	5月12日(月)	40,000	600	400	800	500	6,000	48,300
6月分	6月10日(火)	40,000	600	400	800	500	3,000	45,300
7月分	7月10日(木)	40,000	600	400	800	500	3,000	45,300
8月分	8月12日(火)	40,000	600	400	800	500	3,000	45,300
9月分	9月10日(水)	40,000	600	400	800	500	3,000	45,300
10月分	10月10日(金)	40,000	600	400	800	500	3,000	45,300
11月分	11月10日(月)	40,000	600	400	800	500	3,000	45,300
12月分	12月10日(水)	40,000	600	400	800	500	3,000	45,300
1月分	1月13日(火)	40,000	600	400	800	500	—	42,300
2・3月分	2月10日(火)	80,000	1,200	800	1,600	1,000	—	84,600
合計		480,000	7,200	4,800	9,600	6,000	33,600	541,200

※授業料の保護者負担額は高等学校就学支援金・授業料軽減補助金・広陵高等学校育英資金支給制度により異なります。

- 振替日に指定の銀行口座から、**授業料に諸費を加えた金額で引落とし**をさせていただきます。
- 今年度初回の引落日は**4月21日(月)**です。**2・3月分は合算して引落**します。
引落日に指定の口座から引落しできなかった場合は、生徒を通じて振込用紙をお渡しします。
期日までにゆうちょ銀行への振込(振込手数料は保護者負担)または現金持参にて納入していただくこととなります。
- 4月～6月の授業料(保護者負担額)については、令和6年12月に通知した令和6年度就学支援金決定通知書の区分が適用されます。**(年度途中で家計急変があった場合を除く)
12月に送付済の決定通知書と以下の表を照らし合わせ、各自での確認をお願いします。
引落額は、下の表の授業料保護者負担額に諸費を加えます。

2 年生 授業料 (施設整備費・冷暖房費も含む) 41,000 円/月

(単位：円)

【判定の基準額の計算方法】当該年度の保護者全員の額を合算 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額の額 ※1		授業料から 軽減される額	就学支援金 (国の制度)	授業料等軽減 (県の制度)	授業料等 保護者負担額
区分	判定の基準額				
A区分	0円(非課税)	40,600円	33,000円	7,600円	400円
B区分	51,300円未満	40,600円	33,000円	7,600円	400円
C区分	154,500円未満	33,000円	33,000円	—	8,000円
D区分	304,200円未満	9,900円	9,900円	—	31,100円
所得制限	304,200円以上	対象外	—	—	41,000円

※1 政令指定都市は調整控除の額に 3/4 を乗じる

冷暖房費 400 円は、就学支援金の適用外となります

4. 校外教育費内訳

項 目	金 額	項 目	金 額
日本スポーツ振興センター	1,620	進路関係	実力テスト <u>21,010</u>
歯鏡	100		キャリアナビ 3,500
学習記録手帳	1,100	家庭科実習費	1,500
Classi利用料	3,960	予備費	210
芸術鑑賞	600	合 計	33,600

※1 予備費については、各項目で不足が生じた場合に充当させていただきます。

※2 実力テストの代金は、**受験が必須でないクラスの生徒が希望受験をしない場合に限り、返金**となります。

※3 年度末に残金が生じた場合は預り金とし、卒業時に授業料等振替口座へ一括して返金いたします。

5. 令和7年7月以降の授業料保護者負担額は、令和7年度就学支援金等が適用となります。

申請方法については 6月に改めて案内をします。

6. その他

年度の途中で家計急変（離婚・再婚・倒産・税の更正等）が起きた場合には、**急変の起きた日から**

2週間以内に事務室までご連絡ください。

親権者（保護者）の異動や税額の変更は、広島県に報告が必要です。

< 参考 授業料等生徒納付金の未納者に対する学則上の規定 >

第31条 校長は、正当な事由なくして授業料等生徒納付金を納入しない生徒に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。